平成25年度第2回庁議 会議録

[日 時] 平成25年5月1日(水) 13時30分~14時30分

「場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題

(1) 臨時議会提出議案について (関係部局)

(2) 平成25年度重要事業及び懸案事項について (関係部局)

(3) 政策懇談会の設置について (企画部)

3 連絡事項

笑顔甲子園 (第3回) について (企画部)

1 市長あいさつ

臨時市議会が5月9日に招集告示、5月16日に招集される。また、引き続いて6月議会も始まるので、遺漏のない対応をよろしくお願いする。

また、本日は、「重要事業及び懸案事項」や「政策懇談会設置」の議題があがっており、長期的な視野に立ったまちづくりの基礎となる部分であるので、趣旨を十分理解し、各部局長に指導力を発揮していただきたい。

(1) 臨時議会提出議案について

市長

まず、「臨時議会提出議案について」説明をお願いする。

<別添資料、臨時議会関係資料に沿って説明>

環境部長

環境部から、報告第5号「専決処分の報告」について説明する。

(議案書の1ページから3ページまで)

報告第5号「専決処分の報告」は、「和解及び損害賠償の額の決定について」で、平成25年1月28日午前8時頃、市道滝の宮中筋線、滝の宮町1番23号地先路上において、走行中の軽自動車が下水マンホールの鉄蓋と路面に段差がある箇所を通過した際、当該鉄蓋に接触し、車両を損傷した事故に係る「相手方との和解」及び「損害賠償の額の決定」について、平成25年3月1日、専決処分をしたので、報告するものである。

和解の内容は、当事者との協議及び株式会社損害保険ジャパンの査定により、新居浜市は相手方に対し、車両の修理等に要する費用「27万5,706円」のうち80%に相当する額「22万565円」を支払いすることとしたものである。

なお、損害賠償額は、全額、下水道賠償責任保険から、支払われている。 マンホールなどの下水道施設については、今後ともパトロールなどを実施し、交通に支障を及ぼさないよう安全対策と維持管理に努める。

教育委員会事務局 長 教育委員会事務局から、報告第6号、報告第11号及び報告第12号、「専 決処分の報告」について、説明する。

まず、報告第6号、「専決処分の報告」について。(議案書の4ページから6ページまで)

学校給食費滞納者に対し、再三督促等を行ってきたが、平成23年度までの学校給食滞納者のうち、特に悪質な滞納者11世帯について、平成25年3月1日に支払督促の申立てを行った。その結果、2世帯から「分割払いを希望する」内容の督促異議申立書が提出されたため、民事訴訟法により訴えの提起があったものとみなされ、訴訟手続に移行することとなったものである。

訴訟の内容は、児童の保護者2人に対して、滞納金額の合計額10万4, 400円の支払いを求めるものである。

なお、残り9世帯は、完納が1世帯、一部納入が3世帯、何も反応がないのが5世帯という状況である。

次に、報告第11号及び報告第12号、「専決処分の報告」については、

「訴訟上の和解について」である。

(議案書の22ページから27ページ)

先ほどの報告第6号で申し上げたとおり、2世帯から「分割払いを希望する」という和解の申出があり、分割納付の支払い方法等が確定したことにより和解することについて、平成25年4月22日及び25日に、それぞれ専決処分をしたので、報告するものである。

総務部長

総務部からは報告第7号及び追加提出予定の人事議案について説明する。

まず、報告第7号、「専決処分した事件の承認」は、「新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例」の制定についてである。

(議案書の7ページから15ページまで)

今回の改正は、国の平成25年度税制改正による「地方税法」の一部改正に伴い、第1条で「新居浜市税賦課徴収条例」の一部を、第2条で「新居浜市都市計画税条例」の一部をそれぞれ改正したものである。

「新居浜市税賦課徴収条例」の一部改正は、個人市民税関係では、附則第4条の2、「公益法人等に係る市民税の課税の特例」で、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得等に係る個人の市民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に、幼稚園又は保育所等を加えるものである。

この改正により、寄附財産を有する幼稚園又は保育所等が、当該寄附財産をその事業の用に直接供しなくなった場合は、当該幼稚園又は保育所等は、贈与等を行った個人とみなされ、市民税の所得割が課税されることになる。

次に、附則第7条の3の2第1項、「個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除」については、消費税率が引き上げられることに対応し、住宅取得時の負担を軽減するため、住宅ローン控除制度を4年間、延長するとともに、当該住宅借入金等特別税額控除の控除限度額を、県民税と合わせて13万6,500円とするものである。

次に、附則第22条の2、「東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例」については、東日本大震災により居住用家屋が滅失等をした者の相続人が、当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等

の適用を受けることができることとする措置を講ずるものである。

次に、附則第23条、「東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の 適用期間等の特例」については、東日本大震災により居住用家屋が滅失等 をした納税義務者が、住宅の再取得又は増改築等をした場合の個人の市民 税の住宅借入金等特別税額控除について、4年間延長するとともに、当該 住宅借入金等特別税額控除の控除限度額を、県民税と合わせて13万6, 500円とするものである。

次に、固定資産税関係では、附則第10条の2、「法附則第15条第2項第6号及び第37項の条例で定める割合」については、固定資産税の課税標準の特例措置について、その特例割合を公害防止用設備である下水道除害施設にあっては4分の3と、災害避難者向けの食料や水を保管する備蓄倉庫にあっては3分の2とするものである。

次に、「新居浜市都市計画税条例」の一部改正については、附則第2項で、 災害避難者向けの食料や水を保管する備蓄倉庫に係る課税標準の特例割合 を都市計画税にも適用するものである。

最後に、附則第3条の2、「延滞金の割合等の特例」については、国税の延滞税等の見直しに合わせ、地方税についても当分の間の措置として、年14.6パーセントの割合にあっては特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合と、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とする措置を講ずるものであり、この改正により、延滞金の利率が引き下げられることになる。

以上が専決処分した条例の内容であるが、今回の改正に伴う市税への影響見込みについては、特に大きな影響はないものと考えている。

次に、追加提出予定の人事議案について、まず、新居浜市固定資産評価 員については、近藤清孝氏が平成24年12月31日に辞任したので、新 たに評価員を選任するについて、議会の同意を求めるものである。

次に、新居浜港務局委員会の委員の任命にいては、新居浜港務局委員会の委員、高橋道信氏は、平成25年3月31日をもって辞任されたので、新たに委員を任命するについて、議会の同意を求めるものである。

次に、新居浜港務局の監事の任命については、新居浜港務局の監事、飯 尾啓介氏及び田中洋次の辞任に伴い、新たに監事を任命するについて、議 会の同意を求めるものである。

福祉部長

福祉部からは、報告第8号「専決処分した事件の承認」について、説明する。

本件は、「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定につ

いてである。(議案書の16ページから19ページまで)

今回の改正は、「国民健康保険法施行令」の一部が改正され、平成25年 4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものである。

改正の内容としては、国民健康保険料の「軽減判定所得の算定」に関する特例の恒久化及び二人世帯の一人が高齢者医療に移行した際の国民健康保険料の「軽減特例措置」を延長するものである。

まず、国民健康保険料の「軽減判定所得の算定」に関する特例の恒久化について。

現在、保険料については、高齢者医療への移行前と同様の軽減措置を受けることができるようにするため、高齢者医療への移行により国保の被保険者でなくなった「特定同一世帯所属者」を含めて算定できることとしているが、第10条第1項第3号アに規定している「特定同一世帯所属者」の定義から「5年を経過する月までに限り」の字句を削ることによりまして、期限を区切らない恒久措置とするものである。

この改正により、各世帯においては、旧国保被保険者がいなくなるまで、 当該特例措置が継続されることとなる。

次に、国民健康保険料の「軽減特例措置」の延長について。

第10条第1項第3号、第10条の5、第11条の4第1項第3号及び第 11条の8において、二人世帯で一人が高齢者医療に移行し、もう一人が国 保に残った「特定世帯」への配慮として、最初の5年間、世帯別平等割を2 分の1に軽減する措置を規定しているが、これに、6年目以降3年間、「特 定継続世帯」として4分の1を軽減する措置を加え、当該「軽減特例措置」 の延長を行うものである。

この改正により、各世帯における「軽減特例措置」の最長期間は、「特定世帯」として5年間、「特定継続世帯」として3年間の合計8年間となる。

なお、この条例中、附則第2項の改正規定は、公布の日から、それ以外の 部分は、平成25年4月1日からそれぞれ施行している。

企画部長

企画部からは、報告第9号及び報告第10号の専決処分について。

これは、平成24年度及び平成25年度一般会計について、補正予算を 専決処分したものである。

まず、報告第9号、平成24年度一般会計補正予算(第9号)は、10億2,742万1千円を追加し、補正後の予算総額を506億1,429万2千円とするものである。

歳入のうち、市税については、決算見込み額の増収が見込まれることか ら、2億8,600万円を追加計上するものである。 地方譲与税、自動車取得税交付金などについては、交付額が確定したことにより、それぞれ追加計上するものである。

地方交付税については、交付額が確定したことから、2億7,625万 9千円を追加するものである。

次に、国庫支出金については、総合文化施設建設事業が、国の「地方都市リノベーション事業」の採択を受け、補助率が4/10から5/10に引き上げられたことにより、平成24年度の国費増額分1億728万2千円を追加計上するものである。

市債については、総合文化施設建設事業の用地費に、合併特例債を追加 充当したことなどから、5億4,070万円の追加となっている。

また、これにより、用地費に充当していた文化振興基金繰入金を、5億 2,066万9千円減額している。

諸収入については、市税延滞金及び後期高齢療養給付費負担金還付金を 計上している。

次に、歳出については、国の「地方都市リノベーション事業」の採択を受けるため、総合文化施設建設事業について、平成25年度年割額から、1億円を、平成24年度に前倒しして計上するもの、及び、平成24年度歳入歳出決算見込み額の剰余分を財政調整基金などの基金に積み立てるため、基金積立金を9億2,742万1千円追加するものである。

そのほか、総合文化施設建設事業(建設工事)の年割額を変更する継続 費補正、及び、総合福祉センター整備事業を追加する繰越明許費補正について、予算措置している。

次に、報告第10号、平成25年度一般会計補正予算(第2号)は、先ほど、説明したとおり、総合文化施設建設事業について、平成25年度年割額から、1億円を、平成24年度に前倒しして計上したことにより、平成25年度予算から、歳入歳出ともに1億円減額し、予算総額を、467億2,514万5千円とするものである。

歳入の内訳については、国庫支出金が4,000万円の減、市債が5,700万円の減、基金繰入金が300万円の減となっている。

市民部長

市民部からは、議案第37号及び議案第38号について説明する。

まず、議案第37号、「新居浜市新型インフルエンザ等対策本部条例」の制定について。(議案書の28ページ、29ページ)

本議案は、平成21年に発生した新型インフルエンザ、あるいは、東南 アジア等で散発的に発生している高病原性鳥インフルエンザの変異による 人命への影響、あるいは、社会全体の混乱を未然に防止するとともに、病 原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症に対して、 4年前の新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、本年4月13日に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の趣旨に沿って、国や県との連携を図りながら、新型インフルエンザ等の緊急事態に対応し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的として、市の対策本部の設置について、所要事項を定めるものである。

まず、第1条で本条例の趣旨を規定している。次に、第2条で対策本部の組織について、第3条では対策本部の会議について、第4条では対策本部の部の設置について、それぞれ規定している。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

次に、議案第38号、「災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例」の制定について。(議案書の30ページ、31ページ)

災害派遣手当は、災害対策基本法において、災害応急対策などのために派遣された職員に対し、市町村の条例で定める額を支給することができることとなっている。

このたび施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法においても、新型インフルエンザ等が出現した場合の脅威から、国民の生命、健康及び社会的混乱を回避するための措置の実施について、必要がある場合に職員の派遣を要請できること、また、当該職員に対して、災害対策基本法を準用して、派遣手当の支給ができる旨が規定されたことを受け、関係条文を整備しようとするものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

(2) 平成25年度重要事業及び懸案事項について

市長

平成25年度重要事業及び懸案事項について、新規項目、今後の指針を変更しようとする項目など、今回特に報告が必要と考える項目について、 説明をお願いする。

企画部長

企画部からは、重要事業・懸案事項5項目の内、3項目について説明する。

まず、荷内沖埋立事業については、第五次長期総合計画の中では「長期的 展望に立ち、産業構造の多様化に対応した臨海性産業用地としての活用を検 討する。」としており、事業必要性、実現可能性、経済情勢等を踏まえ、新 居浜市全体の土地利用計画を検討する中で、合せて検討していく必要がある。 そこで、25年度は、事業の成立条件等について再度、検討を行うため、庁 内プロジェクトを立ち上げ、現在までの検討結果、現時点における関係機関の 見解などを整理したうえで、26年度からの取り組み方針を決定したいと考え ている。

次に、市長公約の一つである「政策懇談会の設置」については、5月中の開催を目途に取り組みを進めている。この件については、次の議題の中で説明する。

次に、総合文化施設の建設については、建設工事、展示工事及び展示制作の事業者がそれぞれ決定し、連休明けから本格的な工事に入る。今後は、工事と並行して、開館後の具体的事業の企画及びその実施に向けて、事業コンセプトの確立と、実際に展開していく活動内容を検討するとともに、もっとも重要な部分でもある運営体制の構築に取り組みたいと考えている。特に、運営体制については、地域の人材発掘とその方々を生かした枠組みの検討を行いながら、地域に根差した指定管理の導入を図りたいと考えている。

総務部長

総務部は重要事業及び懸案事項、6項目のうち新規2項目について説明 する。

まず、職員の意識改革(人事考課制度の充実)については、これまでの人事考課制度は、人材育成と適正な人事異動を目的に実施してきたが、給与等への反映はなされておらず、昇任・昇格及び人事異動についてのみ、利活用してきたのが実情である。しかし、地方公務員法においては「定期的に勤務評定を行い、その評定結果に応じた措置を講じなければならない。」と規定されており、また、「勤勉手当の支給額決定において、定期的な勤務評定の結果を判断材料とせずに、勤勉手当を支払うことは、当該地方公務員法の規定に反する。」との判決も出されている。

このようなことから、評価結果を適正に処遇に反映していく人事考課制度に改善していく前提条件として、今年度から実施することとして、国から、繰り返し要請されている不適正な昇給・昇格運用等の是正を行うこと。毎年、評価者に対する研修を行うこと。被評価者の自己評価結果を評価者の評価時に見えないよう改めること。また、先進自治体の状況等を見極めながら、職場内での面談機会確保の手段を検討すること。評価の手法(双方向等)を検討すること。絶対評価の妥当性を検討すること。給与(昇給、勤勉手当)へ反映する比率を検討することなど、可能な限り職員の納得性の向上を高める様々な「試行」を繰り返しながら、一歩一歩進めていきたいと考えている。

次に、職員の給与管理については、平成25年度の地方公務員給与につ

いて、国からは「遅くとも7月までに条例改正の上、国に準じた給与削減、平均7.8%の削減を実施するように」との強い要請をされている。併せて、今年度の地方交付税額の算定にも影響するよう制度化されており、試算では地方公務員給与の削減による基準財政需要額への影響額として、本市は約2億7,200万円の減額が想定されているおります。本市の場合は、ラスパイレス指数が県下で最も高い109.2となっており、全職員平均7.8%の給与削減を行ったとしても、なおラスパイレス指数が100を上回っているケース(県内で松山市と2市のみ)に該当し、市民感情からも給与削減に向けた条例案の策定及び新たな給与適正化の取り組みを迫られている。

今後の予定としては、特別職報酬の削減検討も含め、基本方針の決定を行い、5月初旬には職員団体との協議を行った上で、5月17日(金)までには議案を確定させることが不可欠な状況であり、削減率としては、国に準じた率を想定している。なお、現時点においては、全国的に、他の自治体の動向を見守っている自治体が多く、6月議会の議案上程時期については、追加上程も視野に入れながら検討したいと考えている。

福祉部長

福祉部からは、新規2項目について説明する。

子ども・子育て支援新制度施行への円滑な移行については、平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度が本格施行される予定となっていることから、平成25・26年度の2か年で円滑な移行を図る必要がある。平成25年度対応予定としては、第一に、新居浜市子ども・子育て会議を設置することから、6月議会において条例議案を上程する。その後、子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の実施や新制度管理システムの導入に向けての準備、幼稚園との窓口統合に向けた実施体制についての協議などを行っていく。

「元気プラン新居浜21」の二次計画の策定(健康都市づくりの推進)については、新居浜市健康増進計画「元気プラン新居浜21」を平成15年9月に策定し、市民の「壮年期死亡の減少」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を目指して、生活習慣病予防や生活習慣の改善に取り組み、計画を推進してきた。この計画は、国が策定した「健康日本21」の運動期間延長を踏まえ、計画期間を平成25年度までとした。平成24年度は、市民の健康づくりに関する意識や生活などを把握するために市民アンケート調査を実施し、計画の目標達成や取組状況を評価し、最終評価を行ったが、本年度はその最終評価の結果や新たな健康課題などを踏まえ、二次計画を策定する。

市民部長

市民部からは、6項目について説明する。

まず、地域コミュニティの再生について。地域コミュニティの再生を図るためには、地域の特性を活かした魅力ある活動に取り組み、地域の課題を当事者意識のもとに解決していくことが重要である。今年度は、自治会支援策としての交付金制度の有効活用を図り、「魅力あふれる地域コミュニティ創生事業」や「熱中症予防及び節電対策事業」に自治会と連携して取り組んでいく。現行の自治会への交付金については、3年ごとに見直すこととしており、今年度が見直しの年になる。地域コミュニティの再生を図るためにも、設置予定のワーキングチームの課題として検討したいと考えている。交付金のシステムを見直し、コミュニティの課題解決に向けて積極的に取り組もうとする自治会に対して、新たな支援策を検討する。また、自治会加入促進については、自治会のメリットを前面に啓発するとともに、市職員の自治会への参画を促進する。

次に、防犯灯LED化の推進について。防犯灯は、各自治会において設置され、市民の防犯や交通安全などに寄与している。現在、防犯灯の維持管理は、自治会が行っているため、設置費用に加え、電気代や電球の交換などの維持管理経費の負担感が強くなっている。現在は、防犯灯の設置にあたっては、省エネ、CO2削減など地球温暖化対策にも効果があり、電気代等の負担軽減につながることから、LED化を推奨している。平成24年9月の調査時において、市内には9,067灯の防犯灯が設置されており、そのうちLEDは371灯となっている。今後、LED化を積極的に推進するために自治会への財政支援を充実する必要があると考えている。LED照明への転換については、実施期間、支援制度など検討すべき課題が多々あることから、他市の導入事例などを研究し、今年度中に防犯灯整備事業の制度設計に取り組む。

次に、人権施策については、愛媛県人権対策協議会新居浜支部の機能回復と住宅新築資金等貸付金の償還推進に取り組む。同支部は任意団体であり、行政としての関わりにはおのずと限りがあるが、愛媛県人権対策協議会が新居浜支部と認める組織に対して、新居浜市が財政的な支援を行うため、組織としての活動実績、事業計画、会則、総会の開催などについて確認し、今後の支援内容について協議していく。

平成22年度に設置された愛媛県住宅新築資金等償還事務市町連絡協議会により、債権管理等の共同処理に向けた組織づくりについて調査・研究を図り、研修会及び情報交換によって加盟市町との連携を図り、償還推進に努める。前年度に引き続き、司法書士及び顧問弁護士等に個別事例につ

いて法的相談や事務処理の指導を受け滞納額の減少に努めるとともに、返済意思のない方については法的措置を講ずる等の対応を行う。

次に、ワンストップサービスの推進については、現在国会で審議中のマイナンバー法による制度変更が想定される中、ワンストップサービスについては、窓口一元化のようなハードの整備を伴う対応ではなく、フロアマネージャーや接遇の向上など低コストでも市民の利便性向上につながる効果的な方法について、プロジェクト会議で検討し、できることから順次取り組みたいと考えている。

次に、老朽家屋の対応方針の調査・検討については、「空き家等の適正な管理に関する検討委員会」が今年3月に行った中間報告では、国に対して空き家問題に取り組むための法整備、環境整備、財政支援、特に老朽危険家屋の解体・除却への助成制度創設の要望をすることとしており、本市独自の条例制定については、現在の取り組みを継続しながら、国、県の動向にも注視して検討するとの取りまとめを行った。今年度は、この検討結果に基づき、庁内の情報を共有し、連携を一層強化する中で、市民の安全を最優先にした方針決定を行い、具体的な対策に取り組んでいく。

最後に、業務継続計画(BCP)の策定については、愛媛県の業務継続計画と同様に南海地震による庁舎の被災を想定し、庁内各課所において優先業務の選定、業務の開始・再開時期の検討を行うとともに、必用資源の確保対策を検討する。その上で愛媛県の業務継続計画との整合を図るため、庁内全体としての優先業務等の調整、安否確認や連絡・非常参集体制の確認を行い、これらの検討結果を平成25年度中に業務継続計画としてまとめ、各課所に配布し、情報の共有を図る。

副市長

業務継続計画(BCP)の策定については、4年前のインフルエンザの新居浜市としての業務継続は策定できているが、今度の地震に対する業務継続計画、インフルエンザに対する業務継続計画と別々のものを策定する予定なのか。全部の災害に対して別々の対応となると難しいと思うが、統一したものにならないか。

市民部長

いくつもの柱があったら、やはり混同につながると思うので、それを出来る限りマッチング化するような方向で、その中で個別の案件については、 そこから分離させていくような方向で考えていく。

環境部長

環境部からは、7事業のうち3事業について説明する。

まず、住宅用太陽光発電システム設置補助事業については、地球温暖化

防止及び環境保全意識の高揚を図ることを目的に実施しているが、国が、 平成24年7月に固定価格買取制度を創設したことから、再生可能エネル ギーへの関心が高まり、実績としては、平成21年度に110件だったの が、平成22年度は178件、平成23年度は416件、平成24年度は 408件となっている。平成25年度は360件(4kw/件)の補助を予定 している。

次に、ごみ有料化については、平成21年の実施予定が市連合自治会からの要望により見送られた経緯がある。また、それ以降、東日本大震災後の社会情勢の変化や、ごみ量が減少していることなど、以前に有料化を検討した時とは、状況が異なっており、現在は処理施設の能力上も問題はないため、早期有料化の理由には乏しく、また、消費税増税も控えている情勢にもあることから、当面は、生ごみの減量に取り組み、今後その結果を見て検討してきたいと考えている。

次に、下水道事業経営の健全化について。昭和55年の供用開始以来、下水道使用料をおおむね4年ごとに改定し、歳入増に努めてきた。最新では、平成22年4月に12.26%のアップをして以降、そのままだが、平成23年度決算での汚水処理経費に対する使用料収入の割合は約65%であり、多額の一般会計繰入金に依存している状況である。平成21年度には緊急雇用対策事業を活用し、未接続家庭の訪問調査により水洗化率の向上に努めた。また、僅かではあるが、汚泥消化ガスの有効利用により財源の確保も図っている。今年度は、平成26年度の使用料改定に向けて調査検討することにしている。

経済部長

経済部からは、11事業のうち、新規2事業、変更2事業について説明 する。

まず、新規事業の端出場温泉保養センターの再生については、温泉施設として再生するのか、観光施設として再生するのか、早期に方針を決定した後、詳細な建設改良費、ランニングコスト等を算出し、9月議会までに具体的な方策を決定したいと考えている。

次に、新規事業の公共交通体系の整備(生活路線バス、デマンドタクシー)について。まず、デマンドタクシーについては、利用対象地域を川東地区全域と別子山地区を除く上部地区全域に拡大する等の変更を行い、平成25年10月から1年間の試験運行を実施し、平成26年10月以降の本格運行移行の可否については、拡大後の実績、事業者への影響及び市民アンケート結果等を検証して今年度中に決定したいと考えている。

次に、バス路線の見直しについては、平成25年10月から、瀬戸内バ

ス黒島線の新居浜駅乗り入れ(高専通り経由)、今治線の昭和通りから市役 所通り経由への変更、マイントピア別子線等の労災病院乗り入れを実施し、 中心市街地内の公共施設、商業施設、医療施設や交通拠点等を結ぶ路線網 を確保すべく瀬戸内運輸と協議を行っていく。

次に、変更事業の別子山における「バス路線開設事業」については、四国中央方面便を運行している地域バスが平成25年度末までの時限措置となっていることから、地域利用者における新居浜方面便の利用啓発とともに、四国中央方面便に比べて利便性がよくないとの地域の意見も聞かれることから、新居浜方面便の運行方法についても、地域住民のニーズを反映させた運行形態の再検討を図っていく。

次に、変更事業の「飲料水供給施設整備事業」については、弟地、保土野地区の県条例水道以外に、成、小美野・肉淵、瓜生野の3給水区の施設が完成し、平成25年4月1日から給水開始を計画していたが、成については旧施設部分である原水槽や配水管等の老朽化に伴う漏水のため改修工事が必要になったことから、給水開始を延期している状況となっている。本年度は、平成24年度繰越事業となる、筏津給水区の管路敷設工事を実施する予定となっている。また、平成25年度事業となる保土野地区、弟地地区等の水道施設建設については、年度内の完成を目指しているところである。

建設部長

建設部の重要事業及び懸案事項は、13項目のうち、3項目を説明する。 まず、「用途地域及び特定用途制限地域の見直し」については、関係機関 との協議を精力的に行ってきたが、用途地域拡大には、農業振興地域の指 定を解除する必要があることから、非常に難しい状況である。そこで、今 年度からの都市計画マスタープラン見直しの中で、土地利用現況調査を実 施し、それに基づいて現状分析、課題把握を行い、地域の実情に即した適 正かつ合理的な土地利用を検討していく。

次に、「公営住宅建替推進事業」については、今年度、南小松原団地9-1号棟の建て替えを予定している。今後、「公営住宅建替事業に関する計画」及び「除却すべき公営住宅の用途廃止」について、国土交通大臣の承認後、新たに整備する公営住宅の設計及び既設公営住宅の除却を行う。

次に、「民間木造住宅耐震改修事業」については、平成24年度から、 国の補助率引き上げ及び愛媛県の補助開始を受け、改修工事の補助を対象 工事費用の2分の1以内から3分の2以内に引き上げており、変更した補助制度を広報するとともに、愛媛県と協議して、診断から改修までに要する審査期間の短縮を実現したいと考えている。

水道局長

水道局からは、4項目の内、変更があった2項目について説明する。

まず、「施設の整備促進(新山根・船木・金子山)」については、平成24年度には、新山根配水池及び船木配水池工事を2カ年の継続事業で発注し、新山根送水場については、造成工事を行った。今後の方針としては、新山根配水池及び船木配水池は、引き続き整備工事を行い、平成25年度末までに配水池を築造し、船木配水池は平成25年度末供用開始予定である。新山根送水場は平成25年度にポンプ場管理棟及び吸水池の建設工事の発注を行い、平成26年度末までにポンプ設備、電気設備等の整備を行い、新山根配水池と併せて供用開始する予定である。また、金子山配水池には、平成25年度に建設候補地の方針決定をするための調査・設計を行い、平成26年度から用地買収、保安林解除及び実施設計、平成28年度から平成30年度末までに配水池の築造工事を行う予定で、川西給水区の安定供給を図っていく。

次に「水道施設監視システムの更新」については、平成24年度に2カ年の継続事業で発注し、現在機器製作中である。平成25年度中に、新システムを立ち上げ、新旧システムを順次切り替えていき、新システムへ全面的に移行することにより、安心で安全な給水確保に努める。

教育委員会事務局 長

教育委員会からは、10項目中、継続1項目、新規2項目、廃止1項目 について説明する。

「教育施設・体育文化施設の整備促進」については、今年度、整備する主な施設をあげると、まず、小学校は金栄小学校プールの改築工事、多喜浜小学校と宮西小学校の運動場排水整備工事、中学校は北中学校運動場排水整備工事、公民館は多喜浜公民館、口屋跡記念公民館について、耐震化診断及び大規模改造のための設計、幼稚園は神郷幼稚園の耐震補強工事、市営野球場は、球場の測量と内野観覧席改修の設計及び工事、市民文化センターは、別館の耐震工事を行う。

次に、「大島小学校のあり方」と「大島小学校校舎の地域交流センターとしての改修」について。大島小学校については、大島地区住民と協議を重ねてきた結果、公民館機能を備えた地域交流センターとして活用することが決定し、平成24年度末で廃校となったことから、「大島小学校のあり方」については廃止する。また、「大島小学校校舎の地域交流センターとしての改修」については、先ほど申し上げたとおり、廃校になった旧大島小学校校舎を大島地区における地域交流センターとして活用するために、今年度、改修工事を行う。

次に、「運動部活動競技力向上の推進」については、中学生にとって魅力ある高校運動部活動とするために、市内の高校及び高専の部活動に対して補助金を支出し、全国大会出場が狙えるような競技力のレベルに引き上げるとともに、女子バスケットボール、バドミントン、駅伝について、全国トップクラスの指導者を招聘し、指導・助言を受けて技術力の向上を図ることにしている。

消防長

消防本部からは、専門職員の養成について説明する。

本市の救急業務は、救命率の向上を図るため、北消防署・川東分署・南消防署の高規格救急車3台を運用し、実働救急救命士18名を目標に育成してきたが、救急出場件数は、一昨年から2年連続で五千件を超え、今年も4月末現在で、5千5百件を超える割合で出場している。また、医療機関の諸事情などから医師数が減少し、受入医療機関の選定が困難となる事案も増加しているため、救急隊が現場に到着してから傷病者を病院に収容するまで、長時間を有するといった問題が発生している。この様なことから、激増する救急要請に対応するため、北消防署と南消防署では、平成23年4月1日から予備救急車の本運用を開始、その結果、5台の救急車が有効に活動できる体制が必要となり、更には、搬送途上における処置の充実、並びに救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、30名の救急救命士の養成が必要となる。今後、質の高い救急活動や、救急隊員に必要な知識・技能の水準を上げるため、救急標準課程資格者や救急救命士等の育成を図ることが急務となっている。

市長

重要事業及び懸案事項については、以上のとおり決定する。

(3) 政策懇談会の設置について

市長

政策懇談会の設置について企画部から説明をお願いする。

企画部長

「政策懇談会」については、設置目的が、市政課題に対し、その解決に向けた意見やアイデアを提言していただくというものである。

25年度については、テーマとして「経済再生」「コミュニティ再生」の 二つである。今年度、その具体的施策を審議、決定し、市長へ提言する「政 策懇談会」と、その下に、各種団体の実務担当者と行政関係者が協働し、 具体的な施策を立案する2つの「ワーキンググループ」を設置する。

さらに、オブザーバーとして大学教授数名に加わっていただき、5月中 の開催を目途に取り組みを進めている。 政策懇談会のメンバーは、経済、福祉、教育等の各界・各種団体の代表 者42名を想定しており、年2回程度の会議開催を予定している。

また、経済再生、コミュニティ再生の2つのワーキンググループについては、フィールドごとの関係する団体の実務担当者と行政関係者合わせてそれぞれ20名程度で組織し、月1回程度開催して、10月を目途に具体的施策を提案することとしている。

なお、政策懇談会、ワーキンググループの設置・運営に係る所要経費について、6月補正予算に計上することとしている。

市長

この政策懇談会の関係団体ということで、各種団体の方に委員の推薦依頼を行っているところである。もし、部局の方で追加する団体等あれば申し出のこと。ただし、全体の人数の関係から、追加できないこともある。

総務部長

オブザーバーは、大学教授の方か。

市長

大学教授に限定するかどうかは未定であるが、学識経験者となるかもしれないが今のところは大学教授である。

市民部長

経済再生とコミュニティ再生のワーキンググループの設置については、 この政策懇談会の設置が終わった後の立ち上げということでよろしいか。

市長

本体の懇談会を立上げたときに、その議論の中で、こちらから提案を行い承認をもらえたら、ワーキンググループの立ち上げをする。この2つ以外でも、このようなものも立ち上げてほしいとの議論もあるかもしれないので、それはそのときに対応する。

参与

公募の方はどうするのか。

市長

政策懇談会の方は考えていないが、ワーキンググループの方には公募も 入れる予定である。

他になければ、こういうことで進めていく。

3 連絡事項

笑顔甲子園 (第3回) について

企画部長

お手元に配布のチラシのとおり、第3回高校生笑い日本一決定戦「笑顔甲子園"絆"in 新居浜」を今年の8月24日(土)、25日(日)に開催する。

今年で3回目を迎える「笑顔甲子園」は、4月下旬に報道発表を行い、現在、広く出場者を募集するため、ポスター、チラシ等の配布を中四国、近畿、 九州圏の各高校、またマスコミを中心に行っているところである。

今年の特別審査員は、なぞかけの「整いました~!」でおなじみ、「ねずっち」のコンビである「W コロン」に来ていただけることが、すでに決まっていることから、多くの皆様にご来場いただけるよう、PR 活動に努める。

また、過去の大会の様子が閲覧できるような、ホームページも作成するとともに、ツイッターやフェイスブックを活用することにより、最新の情報を広く提供することとしている。

各部局においても、出場者募集やイベントの告知について、ご協力をよろ しくお願いしたい。